

## 「地域創造探求事業支援業務」企画提案コンペ実施要領

### 1 業務の概要

(1) 業務の名称

地域創造探求事業支援業務

(2) 事業の目的

椎葉村在住の若者と移住者が地域資源を見つめ直し、本村の将来に対して意見を交えることで、これからの未来に必要なモノを見出し、新たな起業の可能性や移住促進、地域活性化に取り組む人材の育成を目指すものである。

(3) 業務内容

上記(2)の目的を果たすための、ワークショップや全国の事例を学ぶ事の支援を行う。

(4) 業務期間

契約の日から平成28年3月25日(金)まで

### 2 予算額

金3,000千円以内(消費税および地方消費税を含む。)

ただし、支援内容の協議によって、旅費は大きく変動するため、1回目の打ち合わせのみ上記の3,000千円に含むものとし、それ以降の旅費は実費にて別予算で支払うものとする。

### 3 参加資格要件

このコンペに参加できる者は、次に掲げる全てを満たす者とする。

- (1) 企業、NPO法人、その他の法人、または共同企業体(本事業を実施するため、複数の事業者等で構成された団体)であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (4) 椎葉村業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、椎葉村業務委託契約等に係る参加資格者名簿に登録されている者であること。

(企画提案書と同時に申請を行う事も可)

#### 4 企画提案に係る提出書類

- (1) 企画提案書 5部（応募様式）※12ページ以内  
応募様式1に記載した事項を必ず明記し、A4版用紙で提出すること。
- (2) 見積書 1部  
経費の明細を算出し、その金額を記載する事。消費税を差し引いた金額で見積もり、消費税相当額込みの金額もかっこ書きで併記すること。
- (3) その他留意事項
  - ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
  - イ 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、成果品を発注者に引き渡したときに、発注者に移転する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。
  - ウ 企画提案書は1者につき1案とする。

#### 5 提出方法及び提出期限

- (1) 提出方法  
提出先への持参または簡易書留郵便による郵送とする。
- (2) 提出期限  
平成27年10月7日（水）午後5時必着

#### 6 提出先・お問い合わせ先

〒883-1601

宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良 1762 番地 1

椎葉村役場地域振興課 企画情報グループ

電話：0982-67-3203

FAX：0982-67-2825

電子メール：[shbwebm@vill.shiiba.miyazaki.jp](mailto:shbwebm@vill.shiiba.miyazaki.jp)

#### 7 質問の受付

- (1) この実施要領について質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、平成27年9月24日（木）までに6の提出先・お問い合わせ先に、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。
- (2) 質問者には文書等で回答する。

#### 8 選考

- (1) 提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するため、「地域創造探求事業

支援業務」委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- (2) 選定委員会は、企画内容、費用等の審査項目について、「審査基準」（別添2）に基づき、各審査員が個別に採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も高い得点を得た者を最優秀者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
- (3) 選定委員会には、審査員を置き、次の通りとする。
  - ・審査員 地域振興課職員 5名
- (4) 選定委員会では、企画提案書等により審査を行うが、必要があればプレゼンテーションを行う事は差し支えない。ただし、その際の旅費等の費用は提案者の負担とする。

## 9 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

## 10 契約の締結

選定委員会による審査の結果、8により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調の時は、8により順位付けされた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

## 11 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は下記の予定とする。ただし、企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 企画提案募集開始    | 9月10日（木）         |
| (2) 質問期限        | 9月24日（木）         |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 10月7日（水）         |
| (4) 選定委員会の開催    | 10月8日（木）または9日（金） |
| (5) 審査結果の通知     | 10月中旬            |
| (6) 契約締結        | 10月中旬            |